

別表十七（三の十二）の記載の仕方

1 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

- (1) この明細書は、内国法人が措置法第66条の7第5項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の91第4項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》（復興財源確保法第33条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に掲げる欄を記載します。

イ 措置法第66条の7第5項の規定の適用を受ける内国法人

「内国法人の控除対象所得税額等相当額の控除額の計算」の各欄

ロ 措置法第68条の91第4項の規定の適用を受ける連結法人

「連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の控除額の計算」及び「各連結法人の法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算」の各欄

- (2) 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- (3) 措置法第62条第1項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「法人税の額2」は、

別表一「10」の外書の金額を「別表一「10」」に含めて計算します。

- (4) 措置法第68条の67第1項《連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「法人税の額6」は、別表一の二「10」の外書の金額を「別表一の二「10」」に含めて計算します。
- (5) 内国法人が措置法第66条の9の3第4項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》（復興財源確保法第33条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の93の3第4項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》（復興財源確保法第33条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。

2 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

- (1) この明細書は、連結法人が措置法第68条の91第10項の規定の適用を受ける場合に、各連結法人ごとに記載します。
- (2) 連結法人が措置法第68条の93の3第10項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。